



名大組織・運営小委

2003・7・15. №30-2

「部局長選考」報告

編集・発行：名大職組中央執行委員会

についての見解

連絡先：4913 (TEL&FAX)

homepage:<http://nuufs.org>

e-mail:nuufs@nuufs.org

部局長の選考方法のみに限定せず、 大学の組織・運営のあり方そのものを検討しよう

2003年7月14日

名古屋大学職員組合

中央執行委員会

「法人化後の部局長の選考方法に関する基本的な考え方について(案)」は、以下のように数々の問題点を持ったものである。

部局長の選考にあたって、部局長が「大学(法人)の教育研究事業と経営を効率的に推進するための強い権限と責任を持つ」総長の下で、「部局の運営にリーダーシップを発揮できる」卓越した人材であると位置づけられており、各部局長の選考であるにもかかわらず、総長による過度の統制を前提としたものとして構想されている。

そもそも部局長の選考自体、「総長の承認」を得なければ開始できないことをはじめとして、選考内規案自体、「総長が定める基本方針」の下で作成され、総長の承認を受けるものとされている。

部局長の選考方法についても、「法人の経営に特に関わりの強い部局」とそれ以外の「教授会を持つ部局」、そして「教授会を持たない部局」の三段階に分けて差をつけようとしている。「教授会を持つ部局」の場合も、「自律的な決定」によるとしながらも、複数の候補者を部局が選考し、総長が任命するというやり方さえ提示されている。「教授会を持たない部局」に至っては、「総長の意向が十分に反映されること」を第一義とした選考にされようとしている。

全体の管理運営システムそのものにおいて、圧倒的に総長の権限を強

化する方向にあるなかで、部局長の選考についても、これまでになかったようなものに変えようとしていること自体、大いに検討を要するものである。

その点では、今回「参考」として提示されている「法人化後の大学の組織運営のあり方試案」についても、数多くの疑問を指摘せざるを得ない。そもそも部局長の選考方法以前の問題として、新たに「部局」と呼ばれるようになる組織が、どのような原則の下に、どういうものになるのかが明かでなければ、その「長」の選考の方法のみに的を絞って議論をしても効果は低いであろう。

「試案」のうち、今回の問題に重要な関わりを持つ「(6)部局・教授会」の項では、新たな「部局」とは、「総長が決定する大学の運営の基本方針に基づいて」「特定の分野の教育研究事業を企画し、教授会等で審議の上決定して実行するため」のものとしており、極めて曖昧な規定であると同時に、位置づけを格段に低めようとしていることが懸念される。

ここで教授会の審議事項や権限とされていることは、本来、部局で決定すべき事項についても「審議」に限定されてしまっているなど、あまりに「経営優先」に傾きすぎた規定のされ方となっている。

「各研究科、各学部、各附置研究所、附属病院、附属図書館、および各附属研究センター等のうち教育研究評議会の審議と役員会の議を経て総長が指定する組織を部局とする」としているが、既存の部局のなかでも新たな「部局」として認められないものが出てくる可能性さえ否定しえないものである。

決して、部局長の選考方法にのみ限定することなく、広く今後の名古屋大学の組織・運営のあり方について、全構成員が批判的な検討を行い、意見を集中させるよう呼びかけるものである。